

保存版

平成 28 年 7 月 20 日

保護者様

京都市立西京高等学校附属中学校
校長 竹田 昌弘

台風に対する非常措置についてのお知らせ

新緑の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、台風により、京都市(テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」または「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 特別警報について

- ① 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機とさせてください。
- ② 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 0 時までに解除になった場合、第 5 限(午後 1 時から短学活)から始業
…昼食は必要ありません。
 - ・午前 0 時現在、特別警報発令中の場合、当日が臨時休業
- ③ 在校中に発令された場合、直ちに臨時休業とします。協議の上、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。

2. 暴風警報について

- ① 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。なお、「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

暴風警報解除の時刻等	措置	昼食
午前 6 時 30 分までに解除になった場合	平常授業	必要
午前 8 時 30 分までに解除になった場合	3 校時から始業 (10 時 30 分より短学活)	必要
午前 10 時 30 分までに解除になった場合	5 校時から始業 (午後 1 時より短学活)	無し
午前 10 時 30 分現在、警報発令中の場合	臨時休業	無し

* 生徒手帳 P. 33~34 にも掲載

② 在校中に「暴風警報」が発令された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、協議の上、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。

3. 休日に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

部活動中などで登校中に上記の警報が発令された場合は、上記と同様に気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、協議の上、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。

以上、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願い致します。この案内プリントは 1 年間大切に保管いただきますよう、合わせてお願い致します。また、本校ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。